様式第１（第６条関係）

池之内字高木市民菜園借受申込書

令和　　年　　月　　日

（宛先）小牧市長

申込者

氏　名

池之内字高木市民菜園特定農地貸付要綱第６条の規定により、下記のとおり申し込みます。借受けにあたり、池之内字高木市民菜園特定農地貸付要綱の規定を遵守します。なお、貸付けの適否を判断するに当たり、当該事務担当職員が私の納税状況を確認することに同意します。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 住　　所 | 〒 | | | |
| ふりがな |  | | | |
| 氏　　名 |  | | | |
| 電話番号 |  | | | |
| 生年月日 |  | | | |
| 現在貸付けを受けている区画の  有・無 | | □有 | 区画番号　　番 | □無 |
| ※継続利用しない  区画の有・無 | | □有 | 区画番号　　番 | □無 |

　※現在貸付けを受けている場合のみ記入してください。

※**裏面の利用心得、禁止・誓約事項を確認し、ご理解の上誓約事項をチェックしていただき自署してお申込ください。**

【利用心得】

・共同施設・機具は、清潔保持に努め、適切な管理に協力しましょう。

・農機具（施設設置の物を除く）・肥料・種苗・資材等は各自で用意し、ゴミは持ち帰りましょう。

・市民菜園コミュニティの一員としての自覚を持ち、菜園の秩序や風紀を乱さず、よりよい市民菜園づくりに努めましょう。

**・駐車場はありません。肥料等重い資材の運搬時にやむをえず路上駐車する場合でも、速やかに移動し、周辺に支障のないようにしましょう。**

・無農薬栽培を原則とし、やむをえず農薬を散布する際は管理者の許可を得ること。

・作物は野菜類や花き類を原則とします。また、作物等の損害については、管理者は一切責任を負いません。

【禁止事項】

・施設や附属設備等の損傷・汚損・滅失、及び許可のない改変。

・建築物や工作物等の設置、危険物等の持ち込み。

・火気類の使用。ただし、管理者が認めた場合のみ使用可。

・病害虫の発生や雑草の繁茂につながる、使用区画の不適切な維持管理。

・営利目的の作物の栽培（余剰作物を直売所等へ販売することは可）。

・物品の販売や寄付の要請その他これらに類する行為。

・許可のない印刷物やポスター等の配布や掲示。

・動物（身体障害者補助犬を除く）・ペットを伴う入場。

・使用区画の転貸、権利の譲渡。

・その他、円滑な市民菜園運営に支障となる行為。

・果樹、花木等の永年性作物の栽培。

【誓約事項】(□にレをお願いします)

口　利用心得や禁止事項等を遵守せず利用の中止を管理者から指示された場合、作付け中の作物の有無に関わらず利用を中止します。

口　利用期間の満了、または、利用期間の途中で使用を中止する場合は、速やかに原状回復を行い、確認を受け、区画を返還します。

口　他の利用者や地域の方と利用上の意見が一致しない等、利用上の疑義が生じた場合、管理者に相談し管理者の指示に従います。

※誓約事項を遵守することを誓い、違えた場合は農政課の指示に従います

　　　　　　　　　　　　　　　署名